

できることからサステナブルに がんばるお店応援キャンペーン 申請要項

1 趣旨

「値引き・おまけ」などの①消費者還元サービスと「脱プラ・省エネ」などの②環境に配慮した取り組みを実施する店舗に対し、サービスに係る費用や、環境配慮に係る経費、仕入れ・電力・ガス・燃料費を含む原材料等の経費を補助します。 ※①②両方実施することが補助金支給の要件となります。

2 補助対象者

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主であって、文京区内に店舗を有していること。

※ 個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。

(例：特定非営利活動法人、一般社団法人 等)

(2) 店舗において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を提供していること

(3) 令和6年7月1日～8月31日の期間中に、消費者向けに割引等のサービスを実施していること。

(4) (3)に加え、各店舗で環境配慮に係る取り組みを実施すること

★ 上記全てを満たす場合、対象となります。

3 補助対象経費・補助額

① **7月1日～8月31日の期間中**に実施した消費者還元サービス

(商品割引・サービス品の提供等) の還元金額相当にあたる費用 → **上限15万円**

② **令和6年4月1日～8月31日の期間中**に店舗の営業のために購入した以下の経費

○原材料等経費（仕入費・電力・ガス・燃料費）の**10分の1**

○環境配慮に係る経費（脱プラ・省エネ等に寄与する消耗品・設備・備品）の**2分の1**

→ **上限15万円**

上記 ①②合計で **上限30万円まで補助（1店舗1回のみ）**

※1 1,000円未満の端数は切捨てとなります

※2 ②のみの申請はできません

※3 本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みがある経費は対象となりません。

4 消費者還元サービス実施の要件

- 消費者還元サービスを実施するに当たっては**事前の申請が必要**です。詳細は3ページをご確認ください。
- 申請後、参加決定の通知を区より送付します。
決定までお時間をいただく場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- 消費者還元サービスは**令和6年7月1日（月）～8月31日（土）**の期間中に実施してください。
上記の期間内であれば、実施する日数等は店舗で決めていただくことができます。
(例えば、7月21日～7月23日の3日間限定なども可)
- 区から送付するポスターに**消費者還元サービスの内容**と、**店舗イチョシの環境配慮に係る取り組み**を記載の上、
掲示してください。その他、各店舗の広報ツールでも事業を宣伝いただくようお願いします。
- 参加決定後、**サービス内容・期間等を変更する場合、予定より早くサービスを終了する場合**は必ずコールセンターへ
お知らせください。店舗用ポスター等の記載内容修正は各店舗にてお願いします。

消費者還元サービス

例1〈販売商品の割引〉

- ◆700円のお弁当を500円で販売した場合（1日10個×30日）
〔700円（通常価格）－500円（割引後の価格）＝200円（還元金額相当分）〕
→200円×10個×30日間＝60,000円が補助金額となります。
※商品1つにつき、**割引上限は1,000円まで**となります。**販売価格を無料とした割引は対象外**となります。

例2〈サービス品を提供〉

- ◆お弁当を購入した方に250円相当の味噌汁をサービスした場合（1日10個×30日）
→250円×10個×30日間＝75,000円が補助金額となります。
※**商品よりも高額なサービス品は補助対象外**となります。

原材料等購入経費

- 令和6年4月1日から令和6年8月31日までに**店舗の営業活動に当たって購入した経費をいいます。
①**環境配慮に係る経費は2分の1の額**②**原材料等経費は10分の1**、までが補助金対象となります。
※購入経費の証明書類の提出が必要となります。各店舗にて経費に係る書類の管理をお願いいたします。

【品目例】

- ①環境配慮に係る経費：脱プラ・省エネその他環境に配慮した消耗品及び設備の購入に係る経費
 - ②原材料等経費：食材、販売商品の仕入費、営業に必要な消耗品購入費、店舗の電気代、ガス代、その他燃料（ガソリン・灯油等）購入費（**※水道料金は対象外**）
- ※本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みのある経費は補助対象となりません。

- 〈例1〉店舗の電気代、ガス代として令和6年4月から8月の期間で30万円を支払い
→**30万円の10分の1となる3万円が補助金額**となります。

- 〈例2〉メニュー用として、玉ねぎ等の野菜類、小麦粉等の穀類、食用油等の食材を20万円分購入
→**20万円の10分の1となる2万円が補助金額**となります。

- 〈例3〉店舗用として50万円の省エネエアコンを購入
→**50万円の2分の1は25万円となりますが、補助上限は15万円のため、15万円が補助金額**となります。

5 補助金支給の流れ

① 参加申込（申請書類の提出）

割引・おまけなどの消費者還元サービスの内容、環境配慮に係る取り組みを決め、申請書類を提出します。

※サービスを実施する2週間前までにご提出ください。

令和6年6月3日（月）から
8月16日（金）まで

必要書類

- (1) (別記様式第1号) 事前相談書
- (2) (別記様式第2号) 事業計画書、環境配慮に係る経費等チェックリスト
- (3) 店舗の営業実態が確認できる書類の写し

例) 営業許可証・直近の確定申告書などの
店舗住所が記載されているもの

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

② 参加決定・特設サイトにサービス内容掲載・宣伝

申請内容を区で確認後、参加決定の通知と実績報告書類を店舗に送付します。
併せて、区内店舗紹介サイト「文京ソコチカラ」内の特設ページに、サービス内容および環境配慮に係るイチオシの取り組みを掲載します。

※特設ページ内への反映にはお時間をいただく場合があります。



③ 消費者還元サービスの実施

消費者の方向けに割引・おまけ等の消費者還元サービスを実施します。

区から送付するポスターを店舗に掲示してください。ポスターには、店舗で実施する消費者還元サービスの内容と、環境配慮に係る経費等チェックリストに記載したイチオシの取り組みを掲載してください。

- (1) 来店者に対し、申請しているサービスを実施してください。
- (2) サービス実施による売上額・売上数などを管理してください。

令和6年7月1日（月）から
8月31日（土）まで

④ 実績報告書類提出

消費者還元サービス終了後、実績報告書類を作成の上、報告期間内に郵送（簡易書留など追跡ができるもの）で提出してください。

必要書類

- (1) (別記様式第3号) 交付申請書兼請求書
- (2) (別記様式第4号) 事業報告書
- (3) 経費明細表
- (4) 各経費の領収書の写し

令和6年7月1日（月）から
9月13日（金）まで

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

6 申請書類について（消費者還元サービス実施前）

申請書類を区HPからダウンロードしてください。

※インターネット環境がない場合は申請書類を送付しますので、コールセンターまでご連絡ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007747.html>



① 補助金事前相談書（別記様式第1号）

② 事業計画書（別記様式第2号）

◆消費者還元サービスの実施内容、原材料等購入経費の購入計画を記入してください。
（Excel様式の表には計算式を入れてあります）

◆紙での記入の際、両面印刷の場合は裏面もありますので、**必ず全て記入**してください。

③ 環境配慮に係る経費等チェックリスト

◆環境配慮に係る取り組みに✓をしていただき（複数回答可）、**必ずイチオシの取り組みを記入**してください。

※イチオシの取り組みは、店舗掲示用ポスターに記載していただきます。

④ 店舗の営業実態が確認できる書類の写し（※いずれか1点）

◆直近の確定申告書の写し

（税務署受付印又は電子申告受信通知があるもので、**店舗所在地が分かるページのみ**）

◆営業許可証等の写し（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許等）

◆上記いずれもない場合は、HP画面などの店舗所在地が確認できる書類の写しを提出

①～④の書類を全てご提出いただく必要があります。

※記入例を参考に各書類に必要事項を記入してください。

※申請書類は返却しません

書類に不備がありますと参加決定まで時間がかかる場合がありますので、**提出前に書類の見直しをお願いします。**

7 申請期間

① 申請期間

令和6年6月3日（水）～8月16日（金） 厳守

店舗で消費者還元サービスを開始する2週間前までに申請書類を提出してください。

② 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 経済課
がんばるお店応援キャンペーン 担当

決定通知・掲示用ポスター・実績報告書類を店舗宛てにお送りいたします。

実績報告書類を参加決定通知とともに区から送付します。

※別途、区ホームページからもダウンロードいただけます。（令和6年7月1日以降）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007747.html>



① 交付申請書兼請求書（別記様式第3号）

② 事業報告書（別記様式第4号）

◆申請時に提出した事業計画書（別記様式第2号）に基づき、消費者還元サービスの実施内容、原材料等購入経費の**実績**を記入してください。

（Excel様式の表には計算式を入れています）

◆店舗で実施した環境配慮に係る取り組みを記入してください。

※イチオシの取り組みに加え、店舗で実施したものがあれば全て記入してください。

※補助金の支給要件となりますので、**記入漏れがないようご注意ください。**

③ 経費明細表

◆消費者還元サービスに加え、環境配慮に係る経費・原材料費・電力・ガス・燃料費などを申請する場合は、

補助金として申請する全経費を経費明細表に記載してください。

◆経費明細表に記載する金額は、**1円単位まで正確に記載**してください。

④ 各経費の領収書の写し

◆6ページ目の「領収書の添付について」を参照の上、領収書の写しを提出してください。

環境配慮に係る経費のうち、**設備の購入で申請する店舗**は以下の書類を追加でご提出ください。環境配慮に係る経費については、7ページの目の「環境配慮に係る経費について」をご確認ください。

⑤ 仕様書その他の設置後の設備の内容が確認できる書類の写し（マニュアルや型番が分かるもの）

⑥ 設置後の設備の写真

◆自宅を兼ねている場合は、店舗分と自宅分の境界が分かるように、引きで設備の写真を撮ってください。

9 提出期間

① 実績報告書提出期間

令和6年7月1日（月）～9月13日（金）（当日消印有効）

消費者還元サービスの実施終了後、速やかにご提出ください。

② 提出方法

郵送により書類を提出してください。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 経済課
がんばるお店応援キャンペーン 担当

③ 入金

実績報告書類の確認作業を行い、不備等がない場合にご指定の口座へ補助金を支給します。**実績報告が集中した場合、補助金支給までにお時間を要する場合があります**ので、ご了承ください。書類に不備がある場合は、店舗へご連絡させていただきます。

領収書は必ず写しを提出してください。

※区より問い合わせる場合があるため、原本は5年間大切に保管してください。

例1 仕入れ・電気代・ガス代・ガソリン代を申請する場合

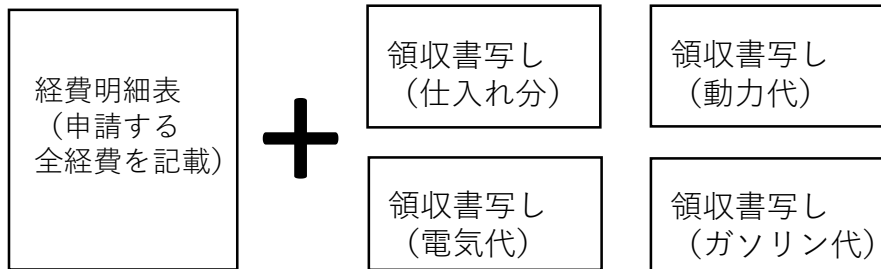
仕入れ：店舗で多く仕入れているものや高額なもの等、代表的な仕入れの領収書 **1枚**

電気代：申請期間内の領収書 **1枚（ひと月分）**

※動力電気を申請する場合は、動力電気の領収書を追加で **1枚（ひと月分）**

ガス代：申請期間内の領収書 **1枚（ひと月分）**

ガソリン代：任意の領収書 **1枚**

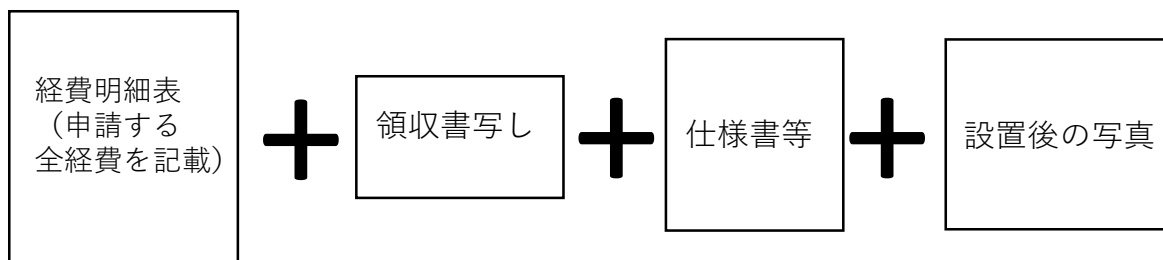


例2 環境配慮に係る経費（設備）を申請する場合

設備：申請する設備の領収書

仕様書等：型番等、設備の詳細が記載された書類（マニュアル等でも可）

設置後の写真：店舗に設置されていることが確認できるように、引きで撮られた写真

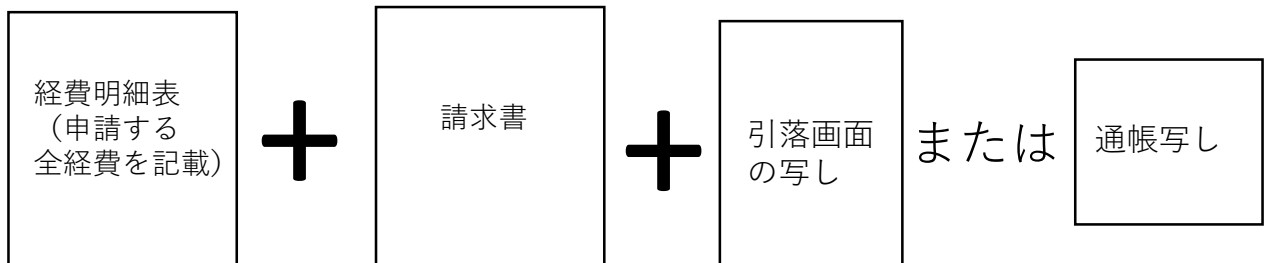


例3 領収書がない場合

領収書がない場合は、請求に基づく支払が客観的に明らか書類をご提出ください。

(1)請求書+通帳写し

(2)クレジットカードの請求明細+支払画面のスクリーンショット など



※ クレジットカード払の場合

・クレジットカード払の場合は、必ず、**引落日を支払日**とします。クレジットカードで購入した日ではありませんのでご注意ください。

・クレジットカードの請求明細と引落日実績が分かる書類

（通帳の写し・引落日画面の写し等）をご提出ください。

・電力・ガス代・ガソリン代も、クレジットカード払の場合は引落日が支払日となります。

11 環境配慮に係る経費について

以下の条件を満たす場合、環境配慮に係る経費として申請することができます。

- ◆消耗品：エコマーク等の第三者機関による認証ラベルが付与されている場合

(参考) 環境省 環境ラベル等データベース

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>

- ◆設備（新品購入に限る）：以下の経済産業省「省エネ型製品情報サイト」に登録されている設備

経済産業省 資源エネルギー庁 <https://seihinjyoho.go.jp>

- ◆そのほか、区において環境配慮に係る経費として認めたもの



対象外となるもの

※前年度分を含め、他の補助金で既に申請済みの設備

例) 現下の経済変動に対応するための設備投資支援補助金（令和5年度実施）、持続可能性向上支援補助金

※配達や通販に関するものなど、店舗販売の趣旨にそぐわない設備

例) 電気自動車、PCなど

※家庭用としての汎用性が高く、環境配慮の趣旨にそぐわない設備

例) 掃除機、洗濯機、タブレット端末、ソフトウェアなど

12 その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金支給後の場合、返還していただきます。

がんばるお店応援キャンペーン

コールセンター

※令和6年6月3日から開設

TEL. 080-6964-6350
(平日 10時～17時)

区内店舗の皆様へ

～文京区のお店紹介サイト～

『文京ソコチカラ』にご登録ください

文京区内の店舗等の情報を文京区ホームページの『文京ソコチカラ』に掲載しています。

現在、500を超える店舗が登録しており、登録は無料です。「できることからサステナブルに がんばるお店応援キャンペーン」の申請に関わらず登録可能ですので、店舗のPRにぜひご活用ください。

本補助金については、文京ソコチカラ内「できることからサステナブルに がんばるお店応援キャンペーン特設ページ」において、店舗名・消費者還元サービス内容・環境配慮に係るイチオシの取り組みを掲載します。

さらに『文京ソコチカラ』に本登録いただければ、店舗様ごとの紹介ページが作成でき、よりPRの幅が広がります。本登録をご希望の場合は、無料で登録が可能ですので、お店のPRとしてぜひご登録ください！

本補助金のほか、様々なキャンペーン情報等もすばやく入手できます。ぜひこの機会にご登録ください。

店舗ご紹介ページURL

<https://bunkyosokojikara.com/>

登録用URL

<https://bunkyosokojikara.com/for-shop/>

